

○三島市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例案 一覧表

【国基準：介護保険法施行規則第140条の66（法第115条の46第5項の厚生労働省令で定める基準）】

基準	対象	内容等	条例案 条文番号	類型
趣旨・基本方針（概要）	趣旨	介護保険法第115条の46第4項に基づき、地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める。	第1条	—
	基本方針	<p>地域包括支援センターは、職員が協働して包括的支援事業を実施することにより各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。</p> <p>地域包括支援センターは、三島市地域包括支援センター運営懇話会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保する。</p> <p>【三島市地域包括支援センター運営懇話会（地域包括支援センター運営協議会）】</p> <p>①指定居宅サービス事業者等又はこれらの者に係る団体の代表者 ②居宅サービス等の利用者又は第1号被保険者もしくは第2号被保険者の代表者 ③地域住民の権利擁護を行い又は相談に応ずる団体等の代表者 ④地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者 等のうち、地域の実情を勘案し市長が適当と認める者により構成されるもの。</p>	第2条 1項  第2条 2項	参酌すべき  参酌すべき
人員基準（概要）	常勤職員の員数（原則）	一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。 (1) 保健師その他これに準ずる者（「保健師等」） 1人 (2) 社会福祉士その他これに準ずる者（「社会福祉士等」） 1人 (3) 主任介護支援専門員その他これに準ずる者（「主任介護支援専門員等」） 1人	第3条 1項	従うべき
		一の地域包括支援センターが担当する区域で第1号被保険者の数が6,000人以上9,000人未満の場合、上記の員数に加え、当該第1号被保険者の数から6,000人を差し引いた数を用いて、別表に掲げる担当区域における第1号被保険者の数に応じた人員を加えた員数とする。	第3条 2項	独自基準
		一の地域包括支援センターが担当する区域で第1号被保険者の数が9,000人を超え、市長が必要と認めた場合は、その必要な職員の員数を加配することができるものとする。	第3条 3項	独自基準
	常勤職員の員数（例外）	上記の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合の地域包括支援センターの人員配置基準は、別表に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表に定めるところによることができる。 (1) 第1号被保険者の数がおおむね3,000人未満の場合 (2) 地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると三島市地域包括支援センター運営懇話会において認められた場合		第4条
別表（第3条、第4条関係）		別表	従うべき	
担当区域における第1号被保険者数				人員配置基準
おおむね1000人未満				保健師等、社会福祉士等、主任介護支援専門員等のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	保健師等、社会福祉士等、主任介護支援専門員等のうちから2人（1人は専従の常勤職員）			
おおむね2,000人以上3,000人未満	・保健師等 1人（専従の常勤職員） ・社会福祉士等、主任介護支援専門員等のうちいずれか1人（専従の常勤職員）			